

J R 東日本辻堂駅本屋口自由通路に関する運用事務取扱要綱

この要綱は、2014年（平成26年）3月31日付け東海道線辻堂駅本屋口自由通路の維持管理等に関する協定書（以下「本協定書」という。）に基づき、藤沢市が管理するJ R 東日本辻堂駅本屋口自由通路（以下「自由通路」という。）の運用に関する必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第1条 自由通路については、本協定書の規定の範囲内で弾力的な運用を図り、もって辻堂駅周辺の賑わいの創出や地域活性化に寄与することを目的とする。

（自由通路の運用範囲等）

第2条 本協定書第6条（禁止行為等）の運用は、次の各号のとおりとする。ただし、本協定書第7条（行為の承認等）により許可又は承認したものは、この限りではない。

(1) 物品の販売、配布その他これらに類する行為

ア 物品の販売は、営利を目的とした物品、自作の絵画や革細工などを屋台や露店等で販売する行為を指し、これを禁止する。ただし、販売であっても、社会福祉活動に寄与するものは、この限りではない。

イ 物品の配布とは、営利目的のビラなどを配布することを指し、これを禁止する。

ウ 募金活動、表現活動及び政治活動などは、当該地は一般公衆が自由に出入りでき公衆の表現の場であるため、慈善活動や表現の自由の観点から、通行に支障を及ぼすおそれがない限り、禁止しない。

(2) 催事、興行その他これらに類する行為

催事、興行その他これらに類する行為は、特別に行われる催し、恒例的に行われる催しや有料で見物に供する催しを指し、これを禁止する。

(3) 自由通路への自転車等の乗り入れ

自転車等の乗り入れは、自由通路に乗ったまま入ることを指し、歩行者が多く危険を伴うため、禁止する。

(4) 喫煙

喫煙は、路上喫煙禁止区域内のため、全面禁止する。

(5) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為

他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為は、拡声器等を用いて大音量で行う宣伝活動、囲いや運動用具等によって通行を阻害する行為及びこれらに類する行為を指し、これを禁止する。

(6) 管理上又は通行上支障を及ぼすおそれのある行為

横断幕、看板及びポスターの設置や掲出等による汚損及び施設を傷つける行為等を指し、これを禁止する。ただし、地図、案内図等は除く。

(許可基準)

第3条 本協定書第7条(行為の承認等)に定める「公共性が高く、かつ、歩行者の通行及び東日本旅客鉄道株式会社の駅業務等に支障がないと認めた場合」とは、次のとおりとする。

(1) 公共性が高いとは、実施主体が次のものとする。

ア 国又は地方公共団体が主催するもの。

イ 国又は地方公共団体が共催するもの。

ウ 国又は地方公共団体が後援するもの。

(2) 歩行者の通行に支障がないとは、次の事項を全て満たすものとする。

ア デッキの構造及び通行に支障を及ぼさない範囲であること。

イ 十分な歩行空間が確保され、通行の安全性に配慮されていること。

ウ 視覚障がい者誘導ブロックが設置されている箇所は、必要な歩行空間が確保されていること。

(3) 使用物件は、周辺の景観等を妨げるものでなく、また、自由通路において収益を上げない行為とする。

(デジタルサイネージ)

第4条 デジタルサイネージについては、2016年(平成28年)10月26日付け横総企第163号「東海道線辻堂駅本屋口自由通路の維持管理等に関する協定書に基づく協議について(回答)」による運用とする。

(様式)

第5条 この要綱に必要な様式は、市長が別に定める。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。